ｅLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出される際の留意点について

**〈特別徴収税額通知の受け取りを電子で希望する場合〉**

給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受け取り方法（特別徴収義務者用・納税義務者用）を必ず設定してください。また、メールアドレス、受給者番号（事業者が従業員に附番した番号）も必ず入力してください。

**〈特別徴収税額通知方法（新規・変更）届出書について〉**

　以下の場合は、必ず、特別徴収税額通知受取方法（新規・変更）届出書をご提出ください。

◎給与支払報告書をｅLTAX（エルタックス）で提出後、特別徴収税額通知の受取方法を　　変更する場合

　◎本町に給与支払報告書を提出していない給与支払者が、新規で特別徴収を開始する場合

◎受取方法や、通知先メールアドレスの変更のみを目的として、また、他市町に変更が

　あって本町に対する変更がない場合、ｅLTAX（エルタックス）で、同一内容の給与支払

　報告書を再提出（再送信）しないようお願いします。

必ず、上記の変更届を提出してください。

**〈その他〉**

・特別徴収税額通知書の受取方法を選択しなかった事業所および電子データでの受け取りを希望したが、通知先メールアドレスが未記載の事業所については、書面にて特別徴収税額通知書を送付します。

・年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更はできません。

問い合わせ先

〒761-2392

香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町役場　税務課　住民税担当

TEL　087-876-5284